

品川区地球温暖化防止対策実行計画 (第二次)

平成 20 年 3 月

品川区

はじめに

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさと深刻さから、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題です。現状の世界の排出量は、自然界の吸収量の2倍を超えているといわれ、これを自然界の吸収力と同等レベルに抑え込むことが必要となっています。

このため、わが国では、低炭素社会づくりを合言葉に、さまざまな取組みが進められています。品川区は、すでに平成2年に、「品川区における地球環境問題への取組み方針」を策定し、各種環境施策に取り組んでまいりました。平成13年には、国際規格ISO14001の認証取得をし、平成14年3月に「品川区環境配慮率優先実行計画」（第1次計画）を策定して継続的な取組みを進めてまいりました。

この間、地球温暖化問題をめぐるさまざまな動きが見られ、基礎自治体としての取組みの重要性も更に増しているところです。今回、第1次計画に続く第2次計画を策定いたしました。地方自治体が率先して温暖化ガスの削減に取り組むことにより、品川区が「次代につなぐ環境都市」となることを目指します。

平成20年2月

品川区長 濱 野 健

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化に関する影響	3
2 地球温暖化に対する取組みの経過	5
3 地球温暖化に対する本区の実組	5
第2章 計画の基本的事項	7
1 計画の目的	9
2 計画の位置づけ	9
3 計画の期間	9
4 計画の対象物質	9
5 計画の範囲	10
本計画（第二次計画）対象施設	11
6 温室効果ガス排出量の算定方法	12
（1）各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式	12
（2）排出係数	13
（3）地球温暖化係数	16
第3章 区の温室効果ガス排出状況	17
1 区の温室効果ガス排出量	19
（1）温室効果ガス総排出量	19
（2）温室効果ガス種類別排出量	19
（3）事業部別の温室効果ガス排出量	21
第4章 計画の目標	23
1 温室効果ガスの排出削減量に関する目標	25
（1）目標値設定の考え方	25
（2）削減目標値	25
第5章 率先行動計画	27
1 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の取組み	29
（1）電気使用量の削減	29
（2）ガス・燃料使用量の削減	29
2 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の具体的な取組み	29
（1）電気使用量の削減	29
（2）ガス・燃料使用量の削減	30
（3）コピーの削減	31
（4）水使用の節約	31
（5）緑化の推進	31
3 温室効果ガス排出抑制のための検討課題	32

第6章 推進体制	33
1 推進体制	35
（1）推進総括者	35
（2）推進本部	35
（3）推進責任者	35
（4）推進事務局	35
2 職員の意識啓発等	35
（1）情報の提供・啓発	35
（2）教育・研修	35
3 公表	35
品川区地球温暖化対策推進体制	36
参考資料	37
1 用語解説	39
2 品川区地球温暖化対策推進体制に関する要綱	44
3 各施設のCO ₂ 排出量の削減設備等	46
（1）太陽光・風力利用	46
（2）雨水利用	46
（3）屋上緑化	47
（4）区立の小中一貫校・小学校・中学校での導入	47
（5）助成事業	48
4 平成20年度改修工事等によるCO ₂ 排出量の削減効果一覧	49

◆ 文中の※印は参考資料に記載のある用語です。



第1章 計画策定の背景

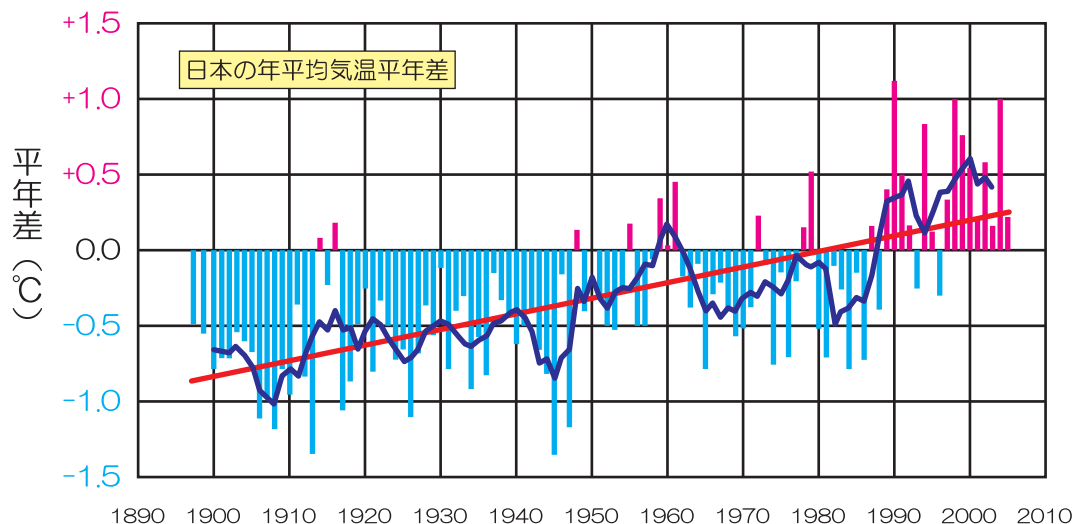
1 地球温暖化に関する影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が2007年（平成19年）に取りまとめた第4次評価報告書によると、地球の平均地上気温は20世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm上昇し、この要因は人為起源の可能性がかなり高いことも確認されました。世界各地を襲っている豪雨、猛暑や暖冬、大型台風といった異常気象は温暖化とは無縁でなく、今後さらに頻発するようになるといわれています。さらには、北極と南極の海水は減り続け、北極海の晩夏における海水が、21世紀後半にはほぼ消滅するという予測もあります。

また、日本の平均気温は、【図1-1】のとおり、過去100年あたり約1℃上昇したとされています。21世紀末の世界の平均気温は、循環型社会を実現すれば約1.8℃、このまま化石燃料に依存し高度経済成長した場合には約4℃上昇し、海面は26cmから最大で59cm以上上昇すると予測されています。

こうした地球温暖化が進行するのに伴い、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。このことは、日本にとっても例外でなく、気候の変動が生態系、農業、社会基盤、人の健康などに多大な影響を与えることが予想されます。

【図1-1：日本における年平均気温の経年変化（1898～2005年）】



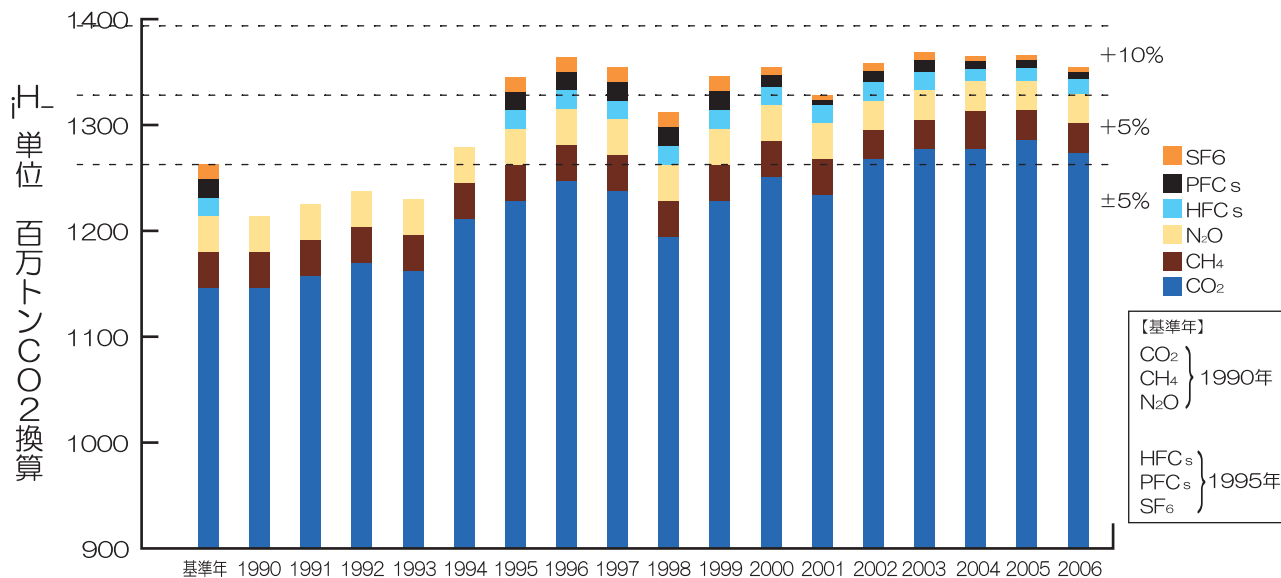
「気象庁気候変動レポート 2005 より抜粋」

棒グラフは、国内17地点での年平均気温の平年差（平年値との差）を平均したものを示す。太線（青）は、平年差の5年移動平均を示し、直線（赤）は平年差の長期的傾向を直線として表示したものである。平年値は1971～2000年の30年平均値。

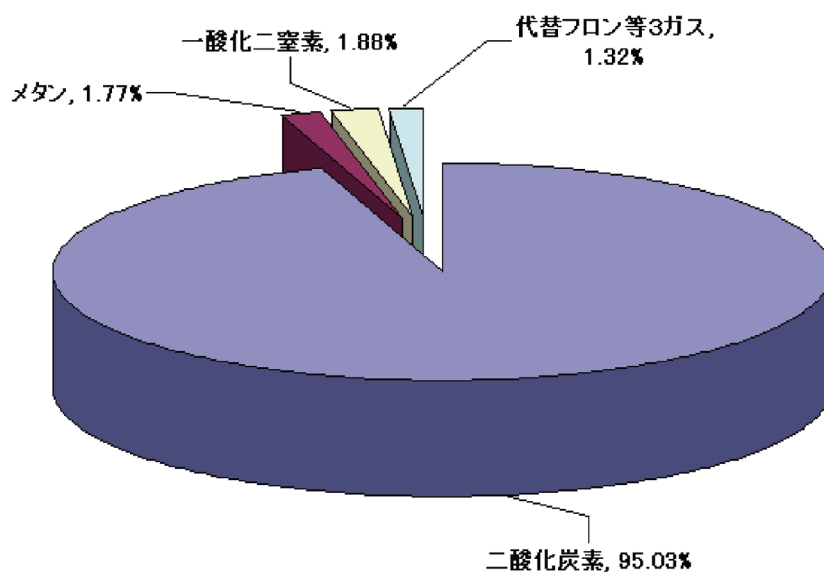
第1章 計画策定の背景

平成19年12月産業構造審議会環境部会の報告によると、【図1-2】のとおりに、2005年度（平成17年度）の温室効果ガス※総排出量は、13億5,900万t-CO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っています。

【図1-2：我が国の温室効果ガス総排出量の推移】



2005年度の総排出量の物質別比率



2 地球温暖化に対する取組みの経過

地球温暖化問題に対する国際的な動きは、平成4年（1992年）に国連総会において「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」を究極的な目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約※（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年におけるブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）※において、155カ国が署名を行い、平成6年（1994年）3月に条約が発効しました。

その後、平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約※第3回締約国会議※（COP3）において、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書※」が採択され、平成17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、日本については、目標年の平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に平成2年（1990年・基準年）（ただし、HFC、PFC及びSF6については1995年。）の温室効果ガス排出量と比較して、6%を削減する目標が定められました。

こうしたことを踏まえ、日本では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を平成10年10月に公布し、平成11年4月に施行しました。さらに、平成17年6月に公布された地球温暖化対策推進法の改正により温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が設けられ、平成18年4月から施行されています。

3 地球温暖化に対する本区の取組

品川区では、既に1990年（平成2年度）には「品川区における、地球環境問題への取り組み方針」を策定するなど、各種環境施策を実施してきました。

また、平成13年にはISO14001※の認証を取得し、区内の事業者・一消費者として、環境保全に積極的に取り組んできました。さらには、取り組みの一層の推進を図るため、2002年3月（平成14年3月）には、「地球温暖化対策実行計画」としての性格を併せ持つ「品川区環境配慮率実行計画」を策定しました。

2007年度（平成19年度）のISO14001の区長による見直しにおいても、地球温暖化対策など、多様な環境問題に対する指針となるよう環境方針を改定しました。

このような継続的な取り組みを踏まえ、今回の品川区地球温暖化防止対策実行計画（第2次）を策定しました。



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、品川区が区内の一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事業執行に伴い排出する温室効果ガスを把握し、抑制することを目的とします。この計画は、2002年3月（平成14年3月）に策定した「品川区環境配慮率先実行計画」（第一次計画）に続く第二次計画として策定したものです。

2 計画の位置付け

地球温暖化対策推進法第21条に基づく実行計画として策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5力年間とします。

4 計画の対象物質

対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた【表1】【表2】のとおりです。本計画では、排出量の数値の把握は、二酸化炭素のみの結果となっています。

第2章 計画の基本的事項

【表1】計画の対象物質一覧

	温室効果ガス名	記号	発生源等
1	二酸化炭素	CO ₂	産業、民生、運輸部門などにおける化石燃料に伴うものが全体の9割以上を占めています。
2	メタン	CH ₄	家畜の腸内発酵や廃棄物埋立地などから出るものです。
3	一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めています。
4	ハイドロフルオロカーボン※	HFC	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用され、冷蔵庫、エアコン、カーエアコン等に使用されています。

【表2】計画の対象外物質一覧

	温室効果ガス名	記号	発生源等
1	パーフルオロカーボン	PFC	代替フロン的一种で、主に半導体のエッチングガスやイナートリキッド（不活性液体）等に使用されています。
2	六フッ化硫黄	SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体のエッチングガスとして使用されています。

5 計画の範囲

本計画の対象範囲は、区の事業としての施設や工作物等です。第一次計画では、対象とする組織および施設は、環境マネジメントシステム※の対象と同一としましたが、今回は計画の範囲を拡大しました。把握不可能なものを除き、できるだけ対象を広げ、地球温暖化防止対策実行計画の趣旨に合うものとししました。

本計画（第二次計画）対象施設

実績数値が把握できる全ての施設（直営・業務委託・指定管理者等の施設を含む）

第二次計画

品川区環境マネジメントシステムの適用範囲

企画部	企画財政課 広報広聴課 情報システム課		（財）品川区都市整備公社の管理施設
総務部	総務課 人権啓発課 人事課 経理課 危機管理室	総務部分室、男女共同参画センター	職員待機室
区民生活事業部	区民課 地域活動課 防災課 産業振興課 戸籍住民課 税務課 国保年金課	消費者センター 地域センター、区民集会所 資機材倉庫 中小企業センター	（財）品川文化振興事業団の運営施設、なごさ会館、品川荘、箱根荘、単独区民集会所 備蓄倉庫、井戸設備、防災無線受信機 総合支援センター、広町一丁目工場アパート サービスコーナー（大井町・武蔵小山）
児童保健事業部	健康課 児童課 保育課	児童センター 保育園	健康センター（品川・荏原） 区立幼稚園、ぶりすくーる西五反田
品川区保健所	衛生課 保健サービス課		
品川区保健センター	衛生課 保健サービス課 大井保健相談所	検査室	
福祉高齢事業部	高齢福祉課 高齢事業課 障害者福祉課 生活福祉課	シルバーセンター	介護支援センター、社会福祉法人の施設*1、品川区シルバー人材センターの施設
環境清掃事業部	環境課 資源循環推進課	八潮大気総合測定局	資源化センター、ストックヤード、リサイクルショップリボン（大井町・旗の台）
品川区清掃事務所		荏原庁舎及び西小山分室、北品川分室、東品川清掃作業所	
まちづくり事業部	管理工事課 道路公園課 下水道河川課 都市計画課 都市開発課 建築課 住宅課		自転車保管所、駐輪場*2 区道の防犯灯・街路灯・夜間照明、区立公園 区立児童遊園、区立特定児童遊園（防災・水辺・開放） 公衆便所、公園便所等 ソレイユ戸越 区営住宅*3、建設型区民住宅*4、借上型区民住宅*5
会計管理室			
区議会事務局			
教育委員会事務局	庶務課 学務課 指導課 生涯学習課 品川図書館	教育センター、マイスクール八潮 文化センター、品川歴史館 地区図書館	教育委員会分室、教職員待機室 日光林間学園、しながわ光林荘 教職員住宅 （財）品川区スポーツ協会の運営施設*6 小中一貫校、区立小学校、区立中学校
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			

*1 指定管理者制度
（社）品川区社会福祉協議会
（社）品川総合福祉センター
（社）福祉会
（社）三徳会
（社）さくら会
（社）春光福祉会
（社）新生寿会

*2～*6 指定管理者制度

6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定については、地球温暖化対策推進法施行令（以下「施行令」という。）（平成 18 年 3 月 24 日一部改正）に定める算出式を用います。

（１）各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式

【電気・燃料・ガスの使用】

①二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）

「電気使用量」×「単位使用量当たりの二酸化炭素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

②二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）

「（燃料種ごとの）燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりの炭素排出量（排出係数）」× $44/12$ ×「地球温暖化係数」

③メタン（家庭用機器（※１）等の使用により発生するもの）

「燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりのメタン排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

④一酸化二窒素（家庭用機器（※１）等の使用により発生するもの）

「燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりの一酸化二窒素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

※１ こんろ、湯沸し器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具や冷温水発生器などの定置式機関などが該当します。

【自動車の使用】

⑤メタン・一酸化二窒素（自動車の走行により発生するもの）

「走行距離」×「単位走行距離当たりのメタン・一酸化二窒素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

⑥ハイドロフルオロカーボン（自動車用エアコンディショナーに封入されたもの）

「自動車台数」×「台数当たりのハイドロフルオロカーボン排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

※ 自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出については、②と同様。

(2) 排出係数

本計画において、電力の使用における排出係数は、東京電力㈱を含め、電力会社の発表する排出係数を用います。

【二酸化炭素 (CO₂)】

一号二酸化炭素 (CO₂)

イ：燃料の燃焼に伴う排出

燃料種	単位	排出係数		発熱量	
		数値	単位	数値	単位
ガソリン	ℓ	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/ℓ
灯油	ℓ	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/ℓ
軽油	ℓ	0.0187	kg-C/MJ	38.2	MJ/ℓ
A重油	ℓ	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/ℓ
液化石油ガス (LPG)	kg	0.0163	kg-C/MJ	50.2	MJ/kg
液化天然ガス (LNG)	kg	0.0135	kg-C/MJ	54.5	MJ/kg
都市ガス	Nm ³	0.0138	kg-C/MJ	41.1	MJ/Nm ³

ロ：他人から供給された電気の使用に伴う排出

種別	単位	排出係数		
		数値	単位	
電気	kwh	0.555	Kg-CO ₂ /kwh	

※ 施行令第3条から該当部分を抜粋しています。

【メタン (CH₄)】

二号メタン (CH₄)

イ：ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）における燃料の使用に伴う排出

燃料種	単位	排出係数		発熱量	
		数値	単位	数値	単位
液化石油ガス (LPG)	kg	0.054	kg-CH ₄ /GJ	0.0502	GJ/ℓ
都市ガス	Nm ³	0.054	kg-CH ₄ /GJ	0.0411	GJ/Nm ³

第2章 計画の基本的事項

□：家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）における燃料の使用に伴う排出

燃料種	単位	排出係数		発熱量	
		数値	単位	数値	単位
灯油	ℓ	0.0095	kg-CH ₄ /GJ	0.0367	GJ/ℓ
液化石油ガス (LPG)	kg	0.0045	kg-CH ₄ /GJ	0.0502	GJ/kg
都市ガス	Nm ³	0.0045	kg-CH ₄ /GJ	0.0411	GJ/Nm ³

ハ：自動車の走行に伴う排出

自動車種別	単位	排出係数	
		数値	単位
ガソリン・LPG/乗用車	km	0.000010	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/バス	km	0.000035	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/軽乗用車	km	0.000010	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/普通貨物車	km	0.000035	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/小型貨物車	km	0.000015	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/軽貨物車	km	0.000011	Kg-CH ₄ /km
ガソリン/特殊用途車	km	0.000035	Kg-CH ₄ /km
ディーゼル/乗用車	km	0.0000020	Kg-CH ₄ /km
ディーゼル/バス	km	0.000017	Kg-CH ₄ /km
ディーゼル/普通貨物車	km	0.000015	Kg-CH ₄ /km
ディーゼル/小型貨物車	km	0.0000076	Kg-CH ₄ /km
ディーゼル/特殊用途車	km	0.000013	Kg-CH ₄ /km

※ 施行令第3条から該当部分を抜粋しています。

【単位の解説】

K：キロ（10³）、M：メガ（10⁶）、G：ギガ（10⁹）

J：ジュール（仕事、熱量、電力量の単位で1ジュールは約0.239カロリー）

N：ノルマル（0℃1気圧におけるガス量）

【一酸化二窒素（N₂O）】三号一酸化二窒素（N₂O）

イ：ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）における燃料の使用に伴う排出

燃料種	単位	排出係数		発熱量	
		数値	単位	数値	単位
液化石油ガス（LPG）	kg	0.00062	kg-N ₂ O/GJ	0.0502	GJ/ℓ
都市ガス	Nm ³	0.00062	kg-N ₂ O/GJ	0.0411	GJ/Nm ³

ロ：家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）における燃料の使用に伴う排出

燃料種	単位	排出係数		発熱量	
		数値	単位	数値	単位
灯油	ℓ	0.00057	kg-N ₂ O/GJ	0.0367	GJ/ℓ
液化石油ガス（LPG）	kg	0.000090	kg-N ₂ O/GJ	0.0502	GJ/kg
都市ガス	Nm ³	0.000090	kg-N ₂ O/GJ	0.0411	GJ/Nm ³

ハ：自動車の走行に伴う排出

自動車種別	単位	排出係数	
		数値	単位
ガソリン・LPG/乗用車	km	0.000029	kg-N ₂ O/km
ガソリン/バス	km	0.000041	kg-N ₂ O/km
ガソリン/軽乗用車	km	0.000022	kg-N ₂ O/km
ガソリン/普通貨物車	km	0.000039	kg-N ₂ O/km
ガソリン/小型貨物車	km	0.000026	kg-N ₂ O/km
ガソリン/軽貨物車	km	0.000022	kg-N ₂ O/km
ガソリン/特殊用途車	km	0.000035	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/乗用車	km	0.000007	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/バス	km	0.000025	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/普通貨物車	km	0.000014	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/小型貨物車	km	0.000009	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/特殊用途車	km	0.000025	kg-N ₂ O/km

※ 施行令第3条から該当部分を抜粋しています。

第2章 計画の基本的事項

【ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）】

四号ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

イ：自動車用エアコンディショナー使用時の排出

種別	単位	排出係数		
		数値	単位	
自動車用エアコンディショナー	台	0.015	kg HFC/台・年	

（3）地球温暖化係数

地球温暖化係数は、二酸化炭素（CO₂）の温暖化をもたらす程度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスがどの程度温暖化をもたらすかを示す数値で、施行令第4条において前計画と同じ値で次の表のとおり示されています。

地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	310
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） HFC-R134a	1,300

【参考】HFCの種類

ハイドロフルオロカーボンの主な種類とその用途

HFCの種類	主な用途
HFC-32	冷媒
HFC-125	冷媒
HFC-134a	カーエアコン、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒等・スプレー
HFC-143a	冷媒
HFC-152a	スプレー・冷媒
HFC-245ca	発泡剤
HFC-227ea	消化剤
HFC-C447ef	洗浄剤
HFC-43-10mee	洗浄剤
HFC365mfc	発泡剤

※ 日本フルオロカーボン協会ホームページ（<http://www.jfma.org/index.html>）より転載

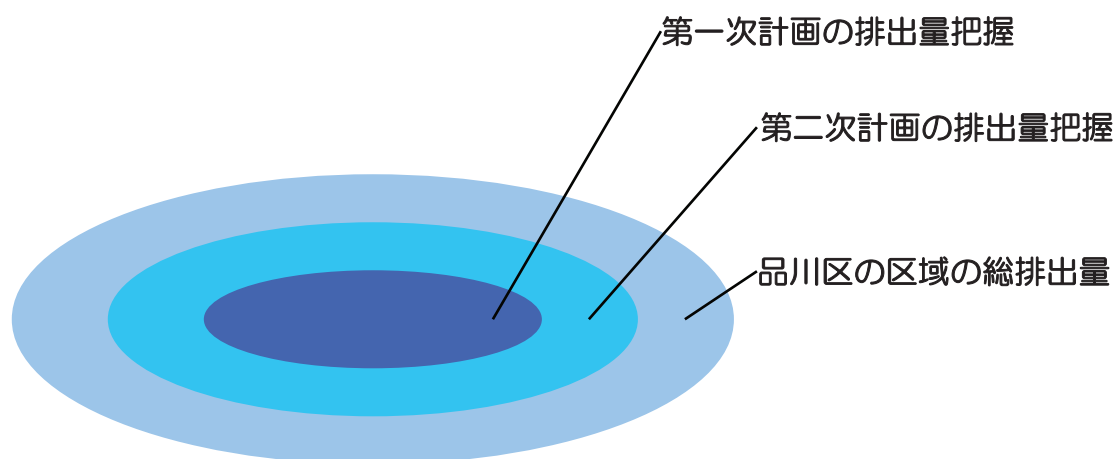


第3章 区の温室効果ガス排出状況

1 区の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス総排出量

実績数値が把握できる全ての施設の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素）を把握した結果、平成18年度数値は29,926,041 kg-CO₂となっています。第一次計画に比べ、大幅に対象施設範囲を拡大しています。



(2) 温室効果ガス種類別排出量

新基準年度と定めた平成18年度における温室効果ガスの種類別排出量は、次のとおりです。そのうち、概ね7割が電気使用量によることがわかります。

【二酸化炭素排出量（平成18年度）】

電気の使用に伴う排出量

燃料種	燃料使用量	二酸化炭素排出量	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
電気	58,312,869kwh	21,370,393kg-CO ₂	1	21,370,393kg-CO ₂

ガスの使用に伴う排出量

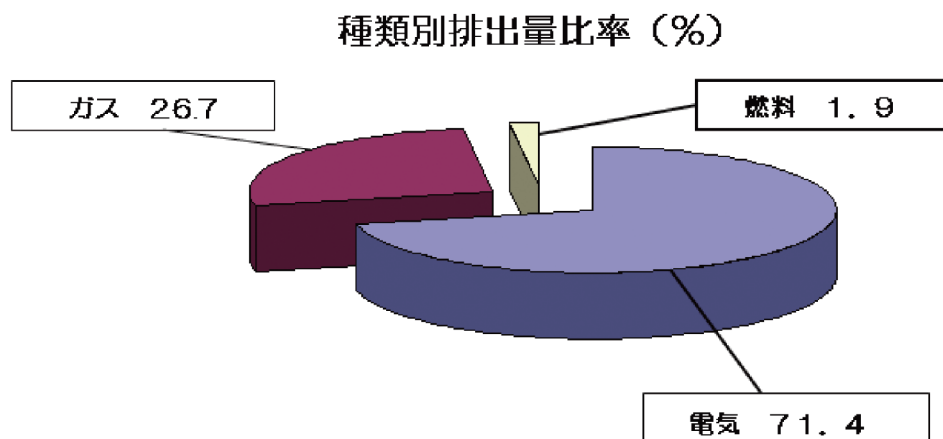
燃料種	燃料使用量	二酸化炭素排出量	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
都市ガス	3,845,839 m ³	7,999,345kg-CO ₂	1	7,999,345kg-CO ₂

第3章 区の温室効果ガス排出状況

燃料の使用に伴う排出量

燃料種	燃料使用量	二酸化炭素排出量	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
ガソリン	158,175ℓ	366,967kg-CO ₂	1	366,967kg-CO ₂
CNG	75,087N ³	147,170kg-CO ₂	1	147,170kg-CO ₂
LPG	5,990kg	17,969kg-CO ₂	1	17,969kg-CO ₂
軽油	9,159ℓ	23,998kg-CO ₂	1	23,998kg-CO ₂
灯油	80ℓ	199kg-CO ₂	1	199kg-CO ₂
二酸化炭素（CO ₂ ）総排出量 計				556,303kg-CO ₂

※ 集計過程における小数点以下の端数処理の関係上、数値に若干の誤差が生じる場合があります。以下の表も同様です。



(3) 事業部別の温室効果ガス排出量

平成18年度に排出された温室効果ガスのうち、電気とガスの排出量は施設規模の大きさと施設数を多く所管している事業部が高い排出量となっています。

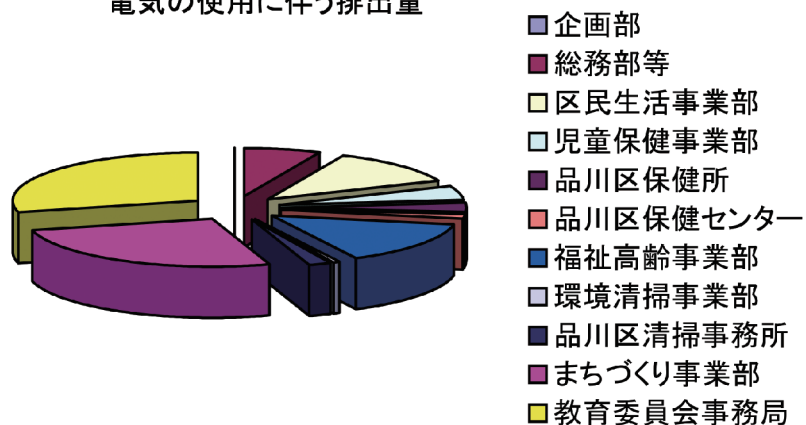
また、燃料の使用に伴う排出量の多い事業部は、車両を多く保有し日常的に運行している状況にあります。

電気およびガスの使用に伴う排出量

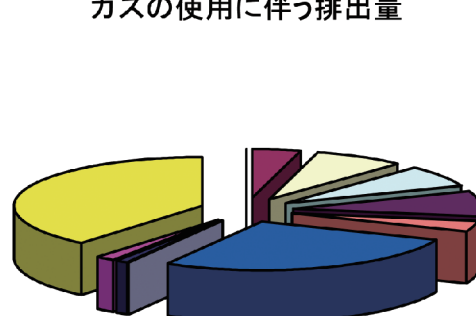
事業部名	電気 (kg-CO ₂)	比率 (%)	ガス (kg-CO ₂)	比率 (%)
企画部	14,203	0.07	0	0.00
総務部等	1,397,026	6.54	324,262	4.05
区民生活事業部	2,570,561	12.03	630,336	7.88
児童保健事業部	984,372	4.61	589,370	7.37
品川区保健所	650,282	3.04	653,958	8.18
品川区保健センター	408,266	1.91	289,426	3.62
福祉高齢事業部	3,060,656	14.32	2,175,297	27.19
環境清掃事業部	98,983	0.46	11,877	0.15
品川区清掃事務所	409,371	1.92	82,665	1.03
まちづくり事業部	5,575,264	26.09	135,837	1.70
教育委員会事務局	6,201,409	29.02	3,106,318	38.83
二酸化炭素 (CO ₂) 総排出量 計	21,370,393	100.00	7,999,346	100.00

※ 集計過程における、会計管理室・区議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局については、総務部の集計値に含まれています。

電気の使用に伴う排出量



ガスの使用に伴う排出量



第3章 区の温室効果ガス排出状況

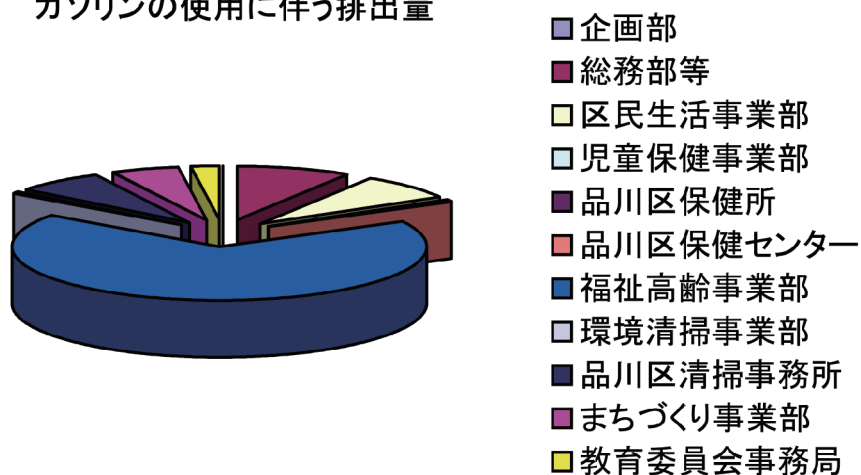
燃料の使用に伴う排出量

(kg-CO₂)

事業部名	ガソリン	CNG	LPG	軽油	灯油
企画部	139				
総務部等	32,906			3,383	
区民生活事業部	27,758	612			199
児童保健事業部	630				
品川区保健所	912				
品川区保健センター	517	742			
福祉高齢事業部	249,180				
環境清掃事業部	1,754				
品川区清掃事務所	25,911	145,816	17,969		
まちづくり事業部	18,672			17,067	
教育委員会事務局	8,588			3,548	
二酸化炭素（CO ₂ ）総排出量 計	366,967	147,170	17,969	23,998	199

※ 集計過程における、会計管理室・区議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局については、総務部等の集計値に含まれています。

ガソリンの使用に伴う排出量





第4章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出削減量に関する目標

(1) 目標値設定の考え方

現在、地球温暖化は待ったなしの状況であり、京都議定書の削減目標である6%削減の達成を危ぶむ声もあります。

こうしたことを踏まえ、平成18年度の基準年度を100とし、本計画の最終年度では概ね94を達成することを目標とします。

(2) 削減目標値

本計画における温室効果ガス排出量削減目標は、次のとおりです。

【温室効果ガスの排出量削減目標】

平成23年度における本計画に伴う温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成18年度比の6%を削減します。

項 目	平成18年度 (新基準年度)	平成23年度
排出量 (kg-CO ₂ /年)	29,926,041	28,130,479



第5章 率先行動計画

1 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の取組み

(1) 電気使用量の削減

- ☐ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- ☐ 昼休み時間及び勤務時間外の不用な照明の消灯
- ☐ 使用していない会議室等の消灯、エレベーターの使用制限
- ☐ 残業の抑制
- ☐ 各種電気機器における省エネの実践
- ☐ 省電力OA機器等の導入

(2) ガス・燃料使用量の削減

- ☐ 公用車等の適正な使用
- ☐ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- ☐ 各種機器及び施設の適正使用
- ☐ 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入

2 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の具体的な取組み

温室効果ガス排出量の削減を主たる目標として、率先して取り組むべき事項及び具体的内容については、次のとおりとします。

(1) 電気使用量の削減

- ◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- ☐ 事務室では、サマールック期間の冷房の設定温度は 28℃、ウォームビズ期間の暖房温度は 19℃を目途にします。
- ☐ 冷房時には効率を上げるためブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を積極的に取り入れます。
- ☐ 空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。
- ☐ 夏期については軽装（サマールック）、冬期は重ね着（ウォームビズ）をするなどして空調温度の適温励行をします。

第5章 率先行動計画

- ◆ 昼休み時間及び勤務時間外の不用な照明の消灯
 - 昼休み時間及び時間外（午前8時 30 分以前と午後5時 15 分以降）には不用な照明を消します。
 - 事務室等で部分的に消灯できる部屋については、事務に支障のない範囲で極力消灯します。
- ◆ 使用していない会議室等の消灯、エレベーターの使用制限
 - 可能な限り2階層までの移動にはエレベーターを使用しません。
- ◆ 残業の抑制
 - 事務の効率化を図り、ノー残業デーを徹底します
- ◆ 各種電気機器における省エネの実践
 - O A 機器等電気機器は、昼休みなど 30 分以上使用しない時は、電源を切ります。

（2）ガス・燃料使用量の削減

- ◆ 公用車等の適正な使用（エコ・ドライブ）
 - やさしい発進を心がけます。
 - 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
 - エンジンブレーキを積極的に使います。
 - カーエアコンを適正な温度に管理します。
 - アイドリングストップ※を励行します。
 - エンジンをかけたら、すぐ出発します。
 - 道路交通情報を活用し、渋滞や道路障害等の情報をチェックします。
 - タイヤの空気圧調整などの車両整備の実施を徹底します。
 - 不要な荷物を積んだまま走行しません。
 - 渋滞などをまねく、違法駐車はしません。
 - 経済速度での走行に努めます。
 - 出張等については、公共交通機関の利用に努めます。
 - 荷物の運搬を伴わない事務連絡は、自転車利用に努めます。
 - 公用車の購入にあたっては、低公害車※で国土交通省の低排出ガス車認定制度※により認定された低排出ガス車※の導入を図ります。
- ◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守（電気使用量の削減と同様）
- ◆ 各種機器及び施設の適正使用
 - 湯沸器・ボイラー・ガスコンロ・作業機械等を無駄のないように適正に使用します。

《公共施設の整備及び維持管理に関する配慮事項》

- ◆ 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入
- 空調設備の更新、導入にあたっては、エネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。
- 照明、避難誘導灯については、人感センサーや自動照度調節※インバータ制御機器※等の省エネ型照明機器の導入を推進します。
- 太陽光発電等の導入に努めます。
- 公共施設の建設等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造に努めます。
- ◆ 省電力ＯＡ機器等の導入
- ＯＡ機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ※製品とします。
- 電気器具の購入にあたっては、省エネ性の製品を購入します。

(3) コピーの削減

- ◆ 両面コピーの励行、不用なコピー用紙の再利用、印刷枚数の抑制
- 両面印刷（コピー）を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用します。
- 庁内資料等では、裏面使用済みの用紙（裏紙）を使用します。
- 会議は、パワーポイント※の活用を努め、配布資料を減らします。
- ペーパーレス化を図るために、内部会議の開催通知などはグループウェア※を活用します。
- パンフレットなどの印刷物については、適正な印刷枚数を心がけます。
- ◆ コピー機の適正使用、ファイリングの励行、封筒の適正使用
- コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。
- 文書はファイリングシステムにより職員間共有に努めます。
- 外部からの会議出席者に対し、資料入れ用封筒は必要な方のみに配布します。
- 封筒の再使用に努めます。

(4) 水使用の節約

- ◆ 日常的な節水の励行
- 水を流しっぱなしにせず、手洗いや洗車時等に余分な水を使用しません。
- ◆ 節水機器及び雨水利用設備の導入、漏水の点検
- 給水栓には、節水コマの取り付けなど節水機能を備えることに努めます。
- 雨水を利用できるように雨水利用設備の導入に努めます。
- 漏水のチェックを定期的に行います。

(5) 緑化の推進

- ◆ 公共施設内の緑化
- 草花や樹木を植栽し、公共施設内の緑化に努めます。
- 施設の植栽については、適正な育成管理に努めます。

3 温室効果ガス排出抑制のための検討課題

削減目標値を達成するためには、使用エネルギーの7割以上を占める電力使用について、特に取り組む必要があります。これを踏まえ、本計画では、次の内容を検討課題とします。

- (1) 清掃工場のごみ燃焼による発電電力の購入
- (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力
- (3) 太陽光発電によるカーボンオフセットの開発
- (4) イベント等でグリーン電力を使用
- (5) 再生可能エネルギーを活用した電力の購入
- (6) 電気使用量の管理システム（デマンド・コントロール）
- (7) 省エネ対策工事推進
- (8) アイドリングストップ装置付自動車の導入



第6章 推進体制

1 推進体制

本計画の推進体制は、次のとおり品川区地球温暖化対策推進体制（以下推進という。）とします。

（１）推進総括者

推進総括者は、区長とします。

（２）推進本部

本計画全体の関与を確実にするための審議・検討機関として、地球温暖化対策推進会議を設置します。

（３）推進責任者

推進責任者は、環境清掃事業部長とします。

（４）推進事務局

推進体制全体の庶務を処理するため、推進事務局を環境課に設置します。

2 職員等の意識啓発等

（１）情報の提供・啓発

- ① 品川区ホームページ、「しながわの環境と清掃リサイクル」の冊子や環境配慮の横断的な取組施策などにより、情報を提供します。
- ② 庁内LAN※によるＩＳＯ通信等により地球温暖化に関する情報の共有化を図ります。

（２）教育・研修

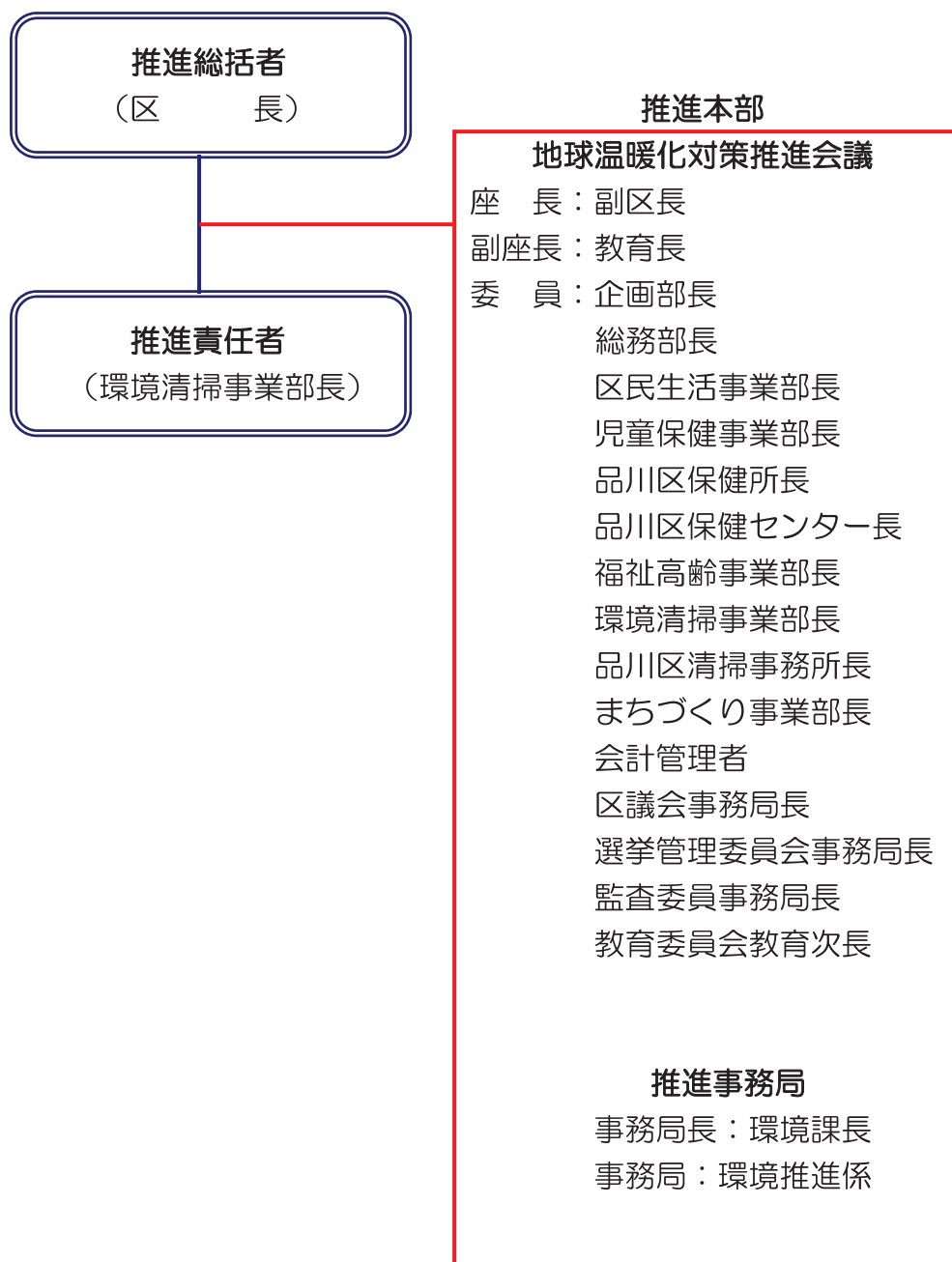
EMSにおけるＩＳＯ研修においても行っていきます。

3 公表

地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、本計画の内容および進捗・達成状況を年 1 回以上「区のおしらせ しながわ」「品川区ホームページ」を用いて広く区民等に公表します。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

品川区地球温暖化対策推進体制





参 考 資 料

1 用語解説

【ア行】

●ISO14001

国際的な標準規格の設定を行う機関「ISO（国際標準化機構）」が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。

●アイドリングストップ

自動車が停車しているときに積極的にエンジンを止めること。1時間のアイドリングで、約0.8～1.5 リットルの燃料を消費し、約500g～1 kgの二酸化炭素を空气中に排出する。

●インバータ制御機器

周波数を制御する装置で、照明機器等では、通常 50～60Hz の交流電流の周波数を高くすることにより、少ない電力で従来の明るさを確保できる。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書に定められている温室効果ガスは二酸化炭素やメタンなど6種類あり、いずれも削減の対象とされている。

【カ行】

●環境マネジメントシステム（Environmental Management System、EMS）

企業など事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のこと。

●気候変動に関する国際連合枠組条約

温室効果ガスの増大に伴う気候変動を防止するための枠組みを規定した条約。平成 4（1992）年 5 月に採択され、同年 6 月の地球サミットで署名を開始し、平成 6（1994）年 3 月 21 日に発効した。先進国が温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年レベルに安定化されること、各国が排出量の国家通報を行い、締約国会議で審査を行うなどを盛り込んでいる。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCCは、[Intergovernmental Panel on Climate Change] の略。各国政府を代表する専門家が地球温暖化に関して議論する場。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により、平成元（1988）年に設置。地球温暖化のメカニズム、社会経済への影響、対策を明らかにすることが目的。

●京都議定書

平成 9（1997）年 12 月に開催された「地球温暖化防止京都会議（第 3 回 締約国会議：COP3）」において採択された議定書。先進国に対し、法的な拘束力のある削減目標を定め、先進国全体で温室効果ガスを 5.2% 削減することとした。また、排出量取引、共同対策事業、開発途上国の対策支援などが組み込まれている。平成 17 年 2 月 16 日に発効。日本は平成 14 年 6 月に批准。

●グループウェア

企業内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能として、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能などがある。

●国際エネルギースターロゴ

日米政府が認証する環境ラベリング制度である国際エネルギースタープログラムに基づき、一定の省エネ基準を満たした製品につけられるロゴのこと。コンピュータ、ディスプレイなどのオフィス機器7品目について、待機時におけるエネルギー消費量の抑制を主眼に基準を定めている。

●国連環境開発会議（地球サミット）

正式名称は、「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）」。「地球環境問題に世界の目を初めて向けさせた「国連人間環境会議」（昭和47（1972）年ストックホルム）の20周年を記念して平成4（1992）年、リオデジャネイロで開催され、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「リオ宣言」などが合意された。

【サ行】

●自動照度調節

昼光センサーで昼光を測定し、測定データをもとに照明器具の点滅を設定パターンに応じ制御すること。点灯、減光（消灯）を自動的に行うことで適正照度を確保する。

【タ行】

●庁内LAN（Local Area Network）

より対線や同軸ケーブル、光ファイバーなどを使って、庁内にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。

●低公害車

窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の少ない自動車のこと。電気自動車、CNG自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車などが該当する。

●低排出ガス車認定制度

自動車排出ガスからの有害物質の排出が、どの程度削減されているかを示す制度のこと。国土交通省がその低減度に応じて認定しており、低減レベルが星の数で示されたステッカーにより一目でわかるようになっている。

●締約国会議（Conference of Parties、COP）

気候変動枠組条約の締約国によって開催される会議の中の最高意思決定機関のこと。各締約国、特に先進国の排出削減計画や実施状況の検証、新たな仕組みの確立などが話し合われる。京都議定書が採択されたのもこの締約国会議である。

【ハ行】

●ハイドロフルオロカーボン

フロン的一种で、炭化水素のフッ素置換体類の総称。オゾン層を破壊しない代替フロンとして用いられてきたが、温室効果ガスであることが判明し、京都議定書で二酸化炭素と並び排出抑制対象とされた。

●パワーポイント（Microsoft PowerPoint）

Microsoft 社のプレゼンテーションソフト。多様なシチュエーションに対応しており、スライドでのプレゼンテーションから LAN 上でのリアルタイムプレゼンテーションまで幅広く利用されている。また、プレゼンテーション時に配布する資料の印刷なども可能なことから、幅広い層のユーザに利用されている。

【ラ行】

●リサイクル（再利用）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

●リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース・リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

●リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

3Rとは、

リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）

5Rとは、

3Rとリフューズ（Refuse）・リペア（Repair）

リフューズ（Refuse）＝不要なものは受け取らない

リペア（Repair）＝修理して長く使う

2 品川区地球温暖化対策推進体制に関する要綱

地球温暖化対策推進会議設置要綱

（設置）

第一条 環境問題に対する、品川区の施策を総合的、効果的に推進するため、地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第二条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 地球温暖化防止対策に関する事項
- ② その他前項に関連し必要と認められる事項

（組織）

第三条 推進会議は、別表第1に掲げる座長、副座長、委員で構成する。

- 2 座長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 座長は、第1項に定めるもののほか、必要と認める者を出席させることができる。

（庶務）

第四条 推進会議に関する事務は、環境清掃事業部環境課において処理する。

（委任）

この要綱の実施について要綱の定めない事項については、別に環境清掃事業部長が定める。

別 表 第 1

役 職	職 名
座長	副区長
副座長	教育長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	区民生活事業部長
委員	児童保健事業部長
委員	品川区保健所長
委員	品川区保健センター長
委員	福祉高齢事業部長
委員	環境清掃事業部長
委員	品川区清掃事務所長
委員	まちづくり事業部長
委員	会計管理者
委員	区議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	教育委員会教育次長

3 各施設のCO₂排出量の削減設備等

(1) 太陽光・風力利用

太陽光

施設名		容量(kw)	用途
しながわ水族館		0.1	案内表示器
防災センター		3	3階ロビー照明
日光光林荘		0.02	庭園灯
戸越台複合施設		1.62	地下照明
荏原二丁目複合施設		3	保健所待合室照明
中延六丁目複合施設		3	1階ロビー照明
品川区保健センター		5	食堂照明
南大井複合施設		3	全般
中央公園管理等		3	管理棟の照明の一部
西大井複合施設		3	
西五反田高齢者複合施設	超高層棟	風力62W・太陽光54	街路灯2灯(風力+太陽熱)
	高齢者棟	5	照明
資源化センター		10	照明

太陽熱

施設名	容量(kw)	用途
品川荘		太陽熱を利用した採暖

施設以外

設備名	熱源等	規模
公園	太陽電池時計	159基
街路灯(林試の森に通じる道路)	ハイブリット型	4基
中央公園街路灯	太陽光・風力	4基
ファミリーユ下神明街路灯	太陽光	2基
大森貝塚遺跡庭園	太陽光	ツイン蛍光灯
上神明児童遊園	太陽光	白色LED
しながわ中央公園	太陽光・風力	白色LED
東品川海上公園	太陽光・風力	白色LED

(2) 雨水利用

施設名称	水槽容量(m ³)		利用形態
	雨水貯水槽	雨水利用槽	
総合区民会館(きゅりあん)	350		便所洗浄水
福栄会	102		便所洗浄水
日光林間学園・しながわ光林荘	20		屋外散水
防災センター・第二庁舎	200	30	便所洗浄水
戸越台中学校・特別養護老人ホーム等複合施設	680	13	便所洗浄水
品川区保健所・荏原特別養護老人ホーム等複合施設	350	48	便所洗浄水
中延特別養護老人ホーム等複合施設	210	30	便所洗浄水
品川区保健センター等複合施設	50	20	便所洗浄水
ケアセンター南大井等複合施設	200	20	便所洗浄水
西五反田高齢者等複合施設	50	16	便所洗浄水
ファミリーユ西五反田・東館	130	70	植栽用灌水
西大井複合施設	100		屋外散水
品川区総合庁舎	100	100	便所洗浄水

(3) 屋上緑化

施設名	設置年度	施工面積 (㎡)	備考
防災センター・第二庁舎	1996	587	
総合庁舎	2002	約888	舗装部含
	2005	約135	屋上:62 壁面:73
中小企業センター	2002	約389	
家庭あんしんセンター	2002	約75	
荏原清掃事務所	2003	約75	
ファミリー下神明ゴミ置場屋根	2003	約115	
荏原第五地域センター	2004	約88	
西大井複合施設	2004	124	
しながわ中央公園管理棟	2005	約43	
資源化センター	2005	466	
東品川海上公園	2006	1930	

(4) 区立の小中一貫校・小学校・中学校での導入

新・改築校環境対応設備等一覧

	太陽光 利用設備	利用形態	雨水利用設備	利用形態	風力発電	屋上緑化
日野学園	○	施設の照明等	○	植栽用灌水		○
伊藤学園	○	施設の照明等	○	便所洗浄水		○
台場小学校	○	外灯	○	便所洗浄水		○
京陽小学校	○	環境学習教材			○	
第二延山小学校	○	外灯	雨水利用はしていないが、プール水位調整排水 等中水利用	便所洗浄水		○
小山小学校	○	施設の照明等	○	植栽用灌水		○
八潮小学校	○	環境学習教材・池の循環ポンプ			○	
般若小学校						○
中延小学校						○
延山小学校						○
城南小学校						○
第四日野小学校						○
社松小学校						○
品川小学校						○
旗の台小学校						○
荏原第五中学校	○	動力				○
平塚中学校						○
東海中学校						○

(5) 助成事業

イ：緑豊かな街なみづくり助成事業（生垣助成）

年度	件数	緑化延長 (m)	助成金額 (千円)	都補助対象助成額 (千円)
63	13	177.3	4,442	1,593
元	12	237.2	7,271	1,000
2	16	381.9	7,642	1,000
3	14	190.6	5,907	1,000
4	18	207.6	6,269	1,000
5	17	239.9	5,578	1,000
6	10	110.2	3,393	1,000
7	12	229.6	5,129	1,000
8	11	107.1	3,121	1,000
9	17	266.5	5,236	廃止
10	9	60.9	1,520	廃止
11	9	126.7	3,581	廃止
12	7	104.1	3,637	廃止
13	6	90.8	1,991	廃止
14	8	149.9	2,554	廃止
15	12	116.4	2,055	廃止
16	7	93.1	2,149	廃止
17	4	51.1	1,708	廃止
18	10	54.3	892	廃止
	212	2,995.2	74,075	9,593

ロ：屋上緑化等助成事業

年度	件数	総面積 (㎡)	助成金額 (千円)
14	9	244	2,260
15	13	293	3,433
16	13	522	3,110
17	8	158	1,596
18	8	207	2,034
	51	1,217	12,433

4 平成20年度改修工事等によるCO₂排出量の削減効果一覧

区が実施する、各施設の改修工事・新規工事および設備の更新により削減が見込まれるCO₂排出量の削減量は、平成20年度は259,187kg-CO₂になります。

NO	施設名(事業名)	対象機器	省エネ費用(千円) ※1	削減量		
				電力量(kwh)※2	ガス量(m3)※3	CO2量(kg)※4
1	東大井区民集会場	エアコン	26,005	8,424		4,675.3
2	荏原区民センター	エアコン	3,045	1,404		779.2
3	荏原西区民センター	エアコン	3,675	1,404		779.2
4	三ツ木児童センター	エアコン	2,500	1,404		779.2
5		エアコン	4,000	3,240		1,798.2
6	滝王子児童センター	エアコン	8,900	2,052		1,138.9
7	西中延児童センター	照明	3,300	1,994		1,106.7
8	南品川児童センター	照明	2,400	680		377.4
9	西中延保育園	照明・エアコン	24,000	4,362		2,420.9
10	東大井保育園	照明・エアコン	39,000	8,073		4,480.5
11	一本橋保育園	照明・エアコン	38,000	9,091		5,045.5
12	東中延保育園	照明・エアコン	30,000	9,612		5,334.7
13	滝王子保育園	照明・エアコン	37,000	8,181		4,540.5
14	荏原西保育園	エアコン	18,000	3,996		2,217.8
15	旗の台保育園ほか	エアコン	15,000	7,668		4,255.7
16	品川区保健所	エアコン	2,120	702		389.6
17	道路公園課	街路灯	28,745	33,636		18,668.0
18	区民住宅	ポンプ	94,608	10,804		5,996.2
		給湯器			8,687	20,219.9
19	杜松小ほか	ポンプ	16,800	3,900		2,164.5
20	小山台小	照明	30,000	3,210		1,781.6
21	第一日野小	改築に伴う省エネ型エアコン・照明・動力機器等の導入※5	35,324	40,064		22,235.5
22	第三日野小		31,356	40,064		22,235.5
23	荏原西地区小中一貫校		186,359	80,128		44,471.0
24	八潮地区小中一貫校		22,627	80,128		44,471.0
25	パソコン	パソコン	25,820	1,689		937.4
26	給食運営	洗濯機	19,883	312.5		173.4
		ボイラー			9,000	20,948.4
27	給食調理機器整備	冷凍冷蔵庫	21,282	5,431		3,014.2
		給湯器			3,375	7,855.7
28	旗の台文化センター	エアコン	63,106	7,020		3,896.1
合計			832,855	378,673.5	21,062	259,187.7
削減量料金換算(千円)※6			11,448	8,331	3,117	

※1. 省エネ費用は削減量に直結しない費用も含まれる概算総額

※2. 削減電力量kw×時間h×稼働日数

※3. 削減ガス量m3×時間h×日数

※4. エネルギー換算係数及びCO₂排出係数を乗じて算出

※5. 既設建物の規模・設備を基準に省エネ機器を導入したケースで算定

※6. エネルギー等の料金単価使用

品川区地球温暖化防止対策実行計画
(第二次)

平成 20 年 3 月発行

発 行 品 川 区
編 集 環境清掃事業部環境課

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
電話 03-5742-6755
FAX 03-5742-6853